

「桜基金」会則

(名称)

第1条 本会は「桜基金」と称する。

(目的)

第2条 本会は、桜丘高校在校生の保護者、櫻丘会（桜丘高校同窓会）及び桜丘高校PTA常任OBが共同して、桜丘高校の教育活動を振興し、支援することを目的とする。

(活動)

第3条 本会則第2条に掲げる目的を達成するため、本事業は次の諸活動を行う。

- (1) 学校教育活動の支援
- (2) 学校教育の環境整備の支援
- (3) 学校—地域連携事業の推進
- (4) 募金活動

(組織)

第4条 本会事業の運営のため、運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって組織する。
- 3 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席をもって成立し、協議事項は出席委員の過半数の賛成をもって可決する。

(運営委員)

第5条 運営委員は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 桜丘高校PTA本部役員（教職員を除く）から数名
- (2) 櫻丘会（桜丘高校同窓会）から数名
- (3) 桜丘高校PTA常任OBから数名
- (4) その他、運営委員会が必要と認める者 数名

(役員及び任務)

第6条 運営委員会には、委員長1名、副委員長2名、会計1名をおく。

- 2 委員長は、運営委員の互選により決定する。
- 3 副委員長、及び会計は委員長が指名する。
- 4 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 6 会計は、事業費の管理を行う。

(事務局)

第7条 運営委員会の事業の円滑な運営のため、桜丘高校内に事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長を1名おく。
- 3 事務局長は、運営委員の中から委員長が指名する。

(監査委員及び任務)

第8条 事業にかかる会計を監査するため、監査委員2名をおく。

- 2 監査委員は、運営委員以外の者をもって充て、運営委員会の承認により、委員長が委嘱する。

(運営委員・監査委員の任期)

第9条 運営委員及び監査委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 前項の任期は当該事業年度の最初に開催される運営委員会の時に始まり、次年度の事業年度の最初に開催される運営委員会前に終了する。

(事業運営体制及び協力員)

第10条 事業の運営を円滑に行うため、部会を設置し、協力員を置くことができる。

(予算)

第11条 予算は毎年度、第1回運営委員会で審議し承認する。

- 2 臨時支出が発生した場合には、運営委員会の議決をもって決定する。

(事業会計)

第12条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

- 2 事業の決算にかかる決算書は、運営委員会の議決を経なければならない。

(事業における余剰金及び損失金の処理)

第13条 事業年度末における余剰金は、全額を次年度への繰越金とする。ただし、運営委員会の議決により、桜基金積立金に積み立てることができる。

- 2 事業年度末における損失金は前項の繰越金をもってあてる。尚、不足する場合は、運営委員の4分の3以上の議決により桜基金積立金を取り崩すことができる。

(規約の改定)

第14条 この規約の改定は、運営委員会において協議し、承認を得なければならない。

【 附則 】

第1条 本規約は、平成24年4月1日より施行する。

この規約は、平成25年6月15日より改正実施する。